



熊本県公報

第 1 2 5 2 4 号
平成 28 年 6 月 3 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○道路の区域変更	(道路保全課) 1
○道路の区域変更	(//) 2
○道路の区域変更	(//) 2
○指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定	(//) 3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の変更の届出	(//) 4
○道路の供用開始	(道路保全課) 4
○保安林の指定の確定	(森林保全課) 4
○保安林の指定の確定	(//) 4
○保安林の指定の確定	(//) 5
○保安林の指定の確定	(//) 5
○保安林の指定の確定	(//) 6
○保安林の指定の確定	(//) 6
○試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事に係る一般競争入札の参加資格等	(水産振興課) 6
公 告	
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課) 7
○農用地利用配分計画の認可申請	(//) 7
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 8
○基本測量の実施	(監理課) 8
○農用地利用配分計画の認可申請	(農地・担い手支援課) 9
○農用地利用配分計画の認可申請	(//) 9
○地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出	(流通アグリビジネス課) 9
○試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事に係る一般競争入札の実施	(水産振興課) 10
○本渡都市計画道路の変更	(都市計画課) 13
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課) 13
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 14
登 載 依 頼	
○風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則	(警察本部生活環境課) 14
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(人事委員会) 19
○車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則	(警察本部交通指導課) 19
○公示送達	(収用委員会) 19

告 示

熊本県告示第 5 7 7 号
 道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成 2 8 年 6 月 3 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成 2 8 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	小川八代線	八代市宮地町福正寺 570番1地先から 八代市西宮町字高丸 1083番2地先まで	前	6.79 ～ 6.98	7.24	
			後	8.50 ～ 8.50		

2 区域を変更する期日 平成28年6月3日

熊本県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年6月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	宇城市三角町波多 2876番4地先から 同所 2880番3地先まで	前	15.6 ～ 27.4	100.0	
			後	21.8 ～ 34.9		

2 区域を変更する期日 平成28年6月3日

熊本県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成28年6月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	八代鏡線	八代市千丁町字古閑出 2569番1地先から 同所 2568番1地先まで	前	5.9 ～ 24.2	51.2	
			後	12.3 ～ 24.3		

2 区域を変更する期日 平成28年6月3日

熊本県告示第580号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類

放課後等デイサービス海 上天草市大矢野町中 4 5 3 4 番地 5	株式会社ウエルフェアライフ 上天草市大矢野町登立 1 4 1 3 5 番地 6 高橋 徳昭	平成 2 8 年 5 月 2 5 日	4352600011	指定放課後等デイサービス
---------------------------------------	---	--------------------	------------	--------------

熊本県告示第 5 8 1 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 8 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町豊富字堂平 3 5 5 6 番、3 5 5 9 番、3 5 6 0 番、字井川迫 3 6 3 9 番、3 6 5 5 番 1、3 6 5 6 番 1、3 6 5 6 番 2、3 6 5 8 番
 - 2 指定の目的 落石の危険の防止
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 5 8 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
一般社団法人ウエルフェアホーム ゆたか事業所 球磨郡あさぎり町免田東 2 6 7 1 番地 3	一般社団法人ウエルフェアホーム 球磨郡あさぎり町免田東 2 6 7 1 番地 3 小田 裕	就労継続支援 A 型	平成 2 8 年 5 月 2 5 日

熊本県告示第 5 8 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第 6 9 条の規定により公示する。

平成 2 8 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
こやま薬局 八代市本町一丁目 1 0 号 2 7 番	平成 2 8 年 6 月 1 日
いちご薬局玉名店 玉名市松木 2 4 番地 3	平成 2 8 年 6 月 1 日
人吉市医師会訪問看護ステーション 人吉市南泉田町 7 2 番地 2	平成 2 8 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション C r u t o 上益城郡嘉島町上島 2 1 1 0 番地 3 号 グローリービル 2 F	平成 2 8 年 6 月 1 日
訪問看護ステーション C r u t o あまくさ	平成 2 8 年 6 月 1 日

天草市本渡町広瀬1588番地61

熊本県告示第584号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
ひまわり薬局宇土店	医療機関の所在地	宇土市本町一丁目3番地	宇土市本町一丁目5番地1	平成28年5月1日

熊本県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年6月3日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	球磨郡球磨村神瀬乙字釈迦尾 836番5地先から 同所 836番5地先まで	51	防災安全 改築

2 供用を開始する期日 平成28年6月3日

熊本県告示第586号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県上天草市松島町今泉字経留4108番、4109番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字経留4108番・4109番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第587号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字多田羅726番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字多田羅726番1（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市五和町鬼池字柳迫691番、697番、702番、704番3、705番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字柳迫691番・697番・702番・704番3・705番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第589号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市松島町今泉字御手水4094番1、4103番1、字経留4105番、4106番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字御手水4094番1・4103番11・字経留4105番・4106番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第590号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市牛深町字崎町2469番、2471番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第591号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成28年6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字下萱ノ木2399番2、2416番3、2416番4
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第592号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
 平成28年6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市牛深町字出之串3767番1、3800番、3817番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第593号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札参加する者に必要な資格等について告示する。
 平成28年6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事
- 2 入札参加資格
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備・修理」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
 - 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 1
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
告示の日から平成 2 8 年 6 月 2 3 日（木）午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 2 9 年 1 0 月 1 日から平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日（閉庁日を除く。）まで行う。

公 告

熊本県公告第 3 7 0 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 6 月 3 日から同月 1 6 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
本山 公政	下益城郡美里町萱野	下益城郡美里町萱野字前畑 7 1 9 番
石山 彬広	下益城郡美里町佐俣	下益城郡美里町岩野字鶴ノ原 2 4 番 1 ほか 4 筆
石山 彬広	下益城郡美里町佐俣	下益城郡美里町馬場字恵下 1 4 6 7 番ほか 1 6 筆
高島 啓一	下益城郡美里町払川	下益城郡美里町払川字下原 1 6 9 8 番 1

2 申請年月日

平成 2 8 年 5 月 1 2 日

熊本県公告第 3 7 1 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 8 年 6 月 3 日から同月 1 6 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 8 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
北野 暁之	阿蘇郡南阿蘇村河陽	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字冠出 3 1 0 8 番ほか 6 筆
山本 耕平	八代市北平和町	八代市北平和町 2 1 3 番
吉住 亮	八代市千丁町吉王丸	八代市興善寺町字梅木町 3 2 1 番 1 ほか 2 筆
田淵 稔	八代市井揚町	八代市井揚町字式番割 2 7 0 3 番 1 ほか 1 筆
林 二雄	八代市鏡町野崎	八代市島田町字新開 1 1 1 1 番ほか 1 1

		筆
株式会社たかき	八代市鏡町貝洲	八代市千丁町太牟田字甘竹 1 6 2 番
有限会社谷岡産業	八代市海士江町	八代市千丁町新牟田字美名尻 5 8 0 番ほか 2 筆

2 申請年月日
平成 2 8 年 5 月 1 8 日

熊本県公告第 3 7 2 号

熊本市に事務所を置く石塘堰樋土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	竹崎 富士雄	熊本市西区池上町 2 0 9 9 番地 1
理事	谷崎 弘治	熊本市西区池上町 2 0 2 9 番地
理事	小島 靖信	熊本市西区松尾町上松尾 2 0 7 8 番地
理事	林田 義明	熊本市西区上代 3 丁目 2 番 5 6 号
理事	中村 司	熊本市西区上代 7 丁目 2 番 1 7 号
理事	西村 正義	熊本市西区城山大塘 2 丁目 6 番 1 5 号
理事	元田 幸則	熊本市西区城山半田 3 丁目 3 番 2 2 号
理事	中村 専治	熊本市西区城山薬師 2 丁目 8 番 8 号
理事	西川 真澄	熊本市西区小島 3 丁目 2 5 番 3 3 号
理事	田尻 幸博	熊本市西区小島 5 丁目 8 番 3 6 号
理事	森 日出輝	熊本市西区小島下町 3 7 0 3 番地 1
理事	岩本 司	熊本市西区小島 8 丁目 1 1 番 1 1 号
監事	江島 一孝	熊本市西区池上町 2 0 4 6 番地
監事	亀浦 正行	熊本市西区新土河原 2 丁目 8 番 2 9 号
監事	葭村 誠一	熊本市西区小島下町 1 2 8 4 番地
就任		
理事	竹崎 富士雄	熊本市西区池上町 2 0 9 9 番地 1
理事	米村 良一	熊本市西区池上町 2 9 4 8 番地
理事	前田 久志	熊本市西区松尾 1 丁目 1 7 番 2 3 号
理事	林田 義明	熊本市西区上代 3 丁目 2 番 5 6 号
理事	三原 信幸	熊本市西区上代 7 丁目 7 番 1 2 号
理事	西村 正義	熊本市西区城山大塘 2 丁目 6 番 1 5 号
理事	西村 勇二	熊本市西区城山半田 1 丁目 1 2 番 5 号
理事	清島 司朗	熊本市西区城山薬師 1 丁目 4 番 1 1 号
理事	岩本 司	熊本市西区小島 8 丁目 1 1 番 1 1 号
理事	中村 敬一	熊本市西区小島 3 丁目 1 9 番 1 6 号
理事	岩崎 俊一	熊本市西区小島下町 1 2 9 6 番地
理事	森 日出輝	熊本市西区小島下町 3 7 0 3 番地 1
監事	谷崎 弘治	熊本市西区池上町 2 0 2 9 番地
監事	亀浦 正行	熊本市西区新土河原 2 丁目 8 番 2 9 号
監事	田尻 幸博	熊本市西区小島 5 丁目 8 番 3 6 号

熊本県公告第 3 7 3 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 1 4 条第 1 項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 8 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（基本重力測量）	平成 28 年 7 月 19 日から 平成 29 年 3 月 31 日まで	熊本市、人吉市、上益 城郡益城町

熊本県公告第 374 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 28 年 6 月 3 日から同月 16 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
堀澤 博	荒尾市川登	荒尾市川登字平原 1631 番 1 ほか 11 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字平原 15 番 2 ほか 1 筆〕
上田 清史	荒尾市川登	荒尾市川登字後田 594 番ほか 2 筆 〔一時利用地 荒尾市川登字平原 15 番 1〕

2 申請年月日

平成 28 年 5 月 18 日

熊本県公告第 375 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 28 年 6 月 3 日から同月 16 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
井副 克哉	八代郡氷川町高塚	八代郡氷川町網道字壱四番割 198 番 1 ほか 1 筆
有限会社永岡牧場	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字石原 3623 番 10 ほか 5 筆
有限会社石松樹苗園	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字岡ノ下 2165 番 1 ほか 9 筆

2 申請年月日

平成 28 年 5 月 20 日

熊本県公告第 376 号

熊本県卸売市場条例（昭和 46 年熊本県条例第 67 号）第 20 条第 2 項の規定により次の卸売業者から地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第 37 条の規定により公示する。

平成 28 年 6 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 卸売業者の名称及び所在地

- (1) 熊本中央食肉市場株式会社 熊本市中央区南熊本二丁目 3 番 1 号
- (2) 熊本県畜産全荷受株式会社 熊本市中央区南熊本二丁目 1 番 5 号

2 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地

熊本市食肉地方卸売市場 熊本市中央区南熊本二丁目 3 番 1 号

熊本県公告第377号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。
平成28年6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事
- (2) 業務に係る発注・契約・入札担当部局
(発注担当部局)
熊本県農林水産部水産局水産振興課資源栽培班
(契約担当部局)
熊本県農林水産部水産局水産振興課総務班
(入札担当部局)
熊本県出納局管理調達課管理班
- (3) 業務の内容
試験調査船ひのくにの船舶安全法等に基づく定期検査工事仕様書による。
- (4) 委託期間
契約締結の日から平成28年9月12日（月）まで
- (5) 履行場所
落札者の所有する造船所
- (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(4)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。能と認められる者
ア 登録参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種種目が「車両・船舶・航空機類」、詳細業種が「車両・船舶整備・修理」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するための入札参加資格申請内容変更届による登録内容の変更が必要な場合は、次のアの期間以降も随時受け付けるが、3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間内に当該登録内容の変更が間に合わない場合もある。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成28年6月23日（木）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付の上持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る

- 再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 試験調査船ひのくに（以下「ひのくに」という。）の母港である熊本県水産研究センターから直線距離で半径300キロメートル以内に自己が所有するひのくにが入渠可能な造船所を有すること。
- (6) (5)の造船所内に本業務が実施可能な上架施設を有し、かつ、当該造船所内又はその周辺にひのくにの乗船職員が6人（うち女性1人）以上同時に宿泊可能な施設（入札参加者が借り上げた宿泊施設等を含む。）を有すること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 本業務を実施する予定の造船所の所在地及び上架施設、宿泊施設の規模等を記載した資料（パンフレット等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約の上提出すること。ただし(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)イの書類の目録を(1)アの書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イの当該書類は提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成28年7月4日（月）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
熊本県水産研究センターにおいて、公告の日から平成28年7月4日（月）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札担当部局において公告の日から平成28年7月14日（木）まで行う。
- (3) 入札説明会
ア 日時 平成28年6月21日（火）午後1時
イ 場所 上天草市大矢野町中2450番地2
熊本県水産研究センター
- (4) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成28年7月13日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 平成28年7月14日（木）午前10時
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成28年7月13日（水）（必着）までに1(3)に掲げる入札担当部局（熊本県出納局管理調達課管理班）へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(4)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の

- 執行事務に係らない県の職員)のもとに(4)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (6) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (7) 入札の無効
 次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号のいずれかに該当する入札
 イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
 要
- (2) 契約の締結期限
 落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を含める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
- (4) 契約保証金
 契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。
 ア 納付期限 (3)に掲げる期限
 イ 提出場所 1(2)に掲げる契約担当部局(熊本県農林水産部水産局水産振興課総務班)
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 発注に関すること。
 熊本県農林水産部水産局水産振興課資源栽培班(熊本県庁行政棟本館10階)
 電話番号 096-333-2455(資源栽培班直通)
 ファックス番号 096-382-8511
- イ 契約に関すること。
 熊本県農林水産部水産局水産振興課総務班(熊本県庁行政棟本館10階)
 電話番号 096-333-2454(総務班直通)
 ファックス番号 096-382-8511
- ウ 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。
 熊本県水産研究センター総務課
 電話番号 0964-56-5111
 ファックス番号 0964-56-4533

エ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関する事
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

オ 電子入札システムの操作方法に関する事

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Periodic inspection work based on the Ship Safety Act, etc. of the test survey ship Hinokuni (Research Vessel Hinokuni)

(2) Date and Place for tender

Date: July 14, 2016, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Department of Agriculture Forestry and Fisheries Fisheries Bureau Fisheries Promotion Division

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Government Department of Agriculture Forestry and Fisheries Fisheries Bureau Fisheries Promotion Division

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2454

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第378号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、天草市の住民及び利害関係人は、縦覧期間の満了の日までに縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 都市計画の種類

本渡都市計画道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

天草市港町、東町、瀬戸町、並びに志柿町字郷内、字西大迫及び字東大迫の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

熊本県土木部道路都市局都市計画課、熊本県天草広域本部土木部技術管理課及び天草市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成28年6月3日から平成28年6月17日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

熊本県公告第379号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成28年6月3日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン阿蘇

阿蘇市大字蔵原字向田832番1ほか

2 変更しようとする事項の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(ア) イオン九州株式会社

(変更前) 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時ほか

(変更後) 開店時刻 午前6時 閉店時刻 午後10時

(イ) 誠勢同動株式会社

(変更前) 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時ほか

- (変更後) 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時30分
- (ウ) 株式会社ヨネザワ
- (変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時ほか
- (変更後) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後7時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (変更前) 午前9時から午後10時30分まで
- (変更後) 午前5時30分から午後10時30分まで
- 3 変更の年月日
平成28年5月13日
- 4 届出年月日
平成28年5月12日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局総務振興課
平成28年6月3日から平成28年10月3日まで

熊本県公告第380号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年6月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリともあい	熊本市東区上南部	熊本市東区上南部一丁目356番ほか1筆
宮田 昌明	熊本市東区画図町下無田	熊本市東区画図町大字下無田字外畑2041番ほか1筆
大森 信哉	熊本市南区城南町陳内	熊本市南区城南町陳内字北狐塚582番1ほか6筆
中野 東吾	熊本市南区城南町陳内	熊本市南区城南町陳内字新開296番
農事組合法人熊本すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町永字外皿35番2ほか1筆

2 認可年月日

平成28年5月27日

登載依頼

熊本県公安委員会規則第8号

風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年6月3日

熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫

風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則
風俗営業等法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「（法第31条の23において準用する場合を含む。）」を加え、「風俗営業許可台帳」を「営業許可台帳」に改める。

第2条の見出し中「通知」の次に「の様式」を加え、同条中「第12条」を「第11条（規則第79条において準用する場合を含む。）」に改め、「様式は、」の次に「不許可通知書（」を、「第2号」の次に「）」を加える。

第3条中「第17条第1項」を「第16条第1項（規則第84条において準用する場合を含む。）」に改め、「同条第2項」の次に「（規則第84条において準用する場合を含む。）」を加える。

第4条中「第23条で」を「第22条及び規則第90条において」に、「法第9条第1項」を「規則第16条第1項」に改め、「（別記様式第5号）、」の次に「同条第2項の規定による」を加える。

第5条を次のように改める。

（特例風俗営業者等に係る不認定の通知の様式）

第5条 規則第26条第3項及び規則第94条第3項において準用する規則第11条に規

定する理由を付した書面の様式は、不認定通知書(別記様式第6号)のとおりとする。
 第6条第2項中「第39条第2項」を「第40条第2項(規則第97条第3項において準
 用する場合を含む。)」に改める。
 第7条第1項中「、第10条の2第6項」を「及び第10条の2第6項(これらの規定
 を法第31条の23において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」に、
 第26条第1項、同条第3項を「第26条第1項及び」に、「第30条第1項、同条第15第
 同条第3項」を「第30条第1項から第31条の15第1項、同条第19第1項、同条第15第
 「第31条の9第1項及び」に、「第31条の20」の次に「、第31条の24、第31条の25第1
 1項及び」に改め、「第31条の20」の次に「、第31条の24、第31条の25第1
 5条の4第1項、同条」を「第35条の4第1項及び」に、「第39条第3項」を「第3
 びに第39条第3項」に、「同条第4項」を「第4項」に改め、同条第2項第4号中「第
 31条の19第1項」の次に「、第31条の24」を加え、同条第3項第1号中「及び第
 26条第1項」を「、第26条第1項及び第31条の25第1項」に改め、同項第3号中
 「第31条の19第1項」の次に「、第31条の24」を加え、同項第4号中「法第26
 条第1項」の次に「及び法第31条の25第1項」を、「風俗、営業」の次に「及び特
 定飲食店営業」を加え、同項第5号を次のように改める。
 (5) 前号の場合において、法第26条第2項及び第31条の25第2項の規定による飲
 食店営業の停止を併せて行うときは、営業停止命令書(別記様式第13号)
 別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第2号中「指令」を「指令（ ）」に改める。
 「 年 月 日付けで
 別記様式第3号中「熊公（ ）」を「熊公委」に、
 申請のあった風俗営業の相続につ 「 年 月 日付けで申請のあった
 のとおり通知する。 」 の相続については、これを承認するので下記のと
 営業
 おり通知する。 」 に改める。

別記様式第3号の2中「熊公 」を「熊公委」に、 「 年 月 日付け
 で申請のあった風俗営業の相続につ 「 年 月 日付けで申請のあった
 としたので通知する。 」 の相続については、下記理由により不承認とし
 営業
 たので通知する。 」 に改める。

別記様式第4号中「熊公 」を「熊公委」に、 「合併により消滅する 「合
 併により消滅する 「 年 月 日付けで申請のあった合併による
 業者 に、 者の地位の承継については、これを承認するので通知する。 風俗営業者たる法人」を
 風俗営業 を 業者の地位の承継については、これを承認するので通知す に改
 める。 」 る。 」

別記様式第4号の2中「熊公 」を「熊公委」に、 「合併により消滅する 「合
 「合併により消滅する 「 年 月 日付けで申請のあった合併に
 業者 に、 者の地位の承継については、下記の理由により不承認 風俗営業者たる法人」を
 たる法人 「 年 月 日付けで申請のあった合併による
 よる風俗営業 「 年 月 日付けで申請のあった合併による
 としたので通 を 業者の地位の承継については、下記の理由により不承認と
 」 したので通知する。 」
 に改める。

別記様式第4号の3中「熊公 」を「熊公委」に、 「分割により風俗営業を
 「分割により 承継させる法人」を
 業を承継させる に、 「分割により風俗営業を 「分割により
 法人 「 年 月 日付けで申請のあった分割による風俗営業 を
 」 者の地位の承継については、これを承認するので通知する。 」 を
 年 月 日付けで申請のあった分割による
 業者の地位の承継については、これを承認するので通知す に改める。

別記様式第4号の4中「熊公 」を「熊公委」に、「分轄不承認通知書」を「分割
 不承認通知書」に、「分轄により風俗営業を 「分割により
 承継させる法人」を 業を承継させる に、「分
 轄により風俗営業を 「分割により 「 年 月 日
 継する法人」を 業を承継する に、 者の地位の承継については
 付けで申請のあった分轄による風俗営業 「 年 月 日付けで申請のあ
 、下記の理由により不承認としたので通 を 業者の地位の承継については、下
 った分割による
 記の理由により不承認と に改める。
 」

別記様式第5号中「熊公（ ）」を「熊公委」に、 「 年 月 日付けで
 申請のあった風俗営業の営業所の 「 年 月 日付けで申請のあった
 構造又は設備（遊技機）の変更
 下記のとおり通知する。

については、これを承認するので を の営業所の構造又は設備（遊技機）の変更について、これを承認す 」るので下記のとおり通知する。

ては、これを承認す 営業 に改める。

別記様式第5号の2中「熊公（ ）」を「熊公委」に、 「 年 月 日付 構造又は設備（遊技機）の 認としたので通知する。

けで申請のあった風俗営業の営業所の 「 年 月 日付けで申請のあっ 変更については、下記理由により不承 を の営業所の構造又は設備（遊技機）の変更によ った 営業 認としたので通知する。

た 営業 ついては、下記理由に に改める。

別記様式第6号中「熊公 」を「熊公委」に、「特例風俗営業業者不認定通知書」を「 年 月 日付けで申請のあった特例風俗営業業者の認 不認定通知書」に、 定申請については、下記理由により不認定としたので通知する。」

「 年 月 日付けで申請のあった特例 を 営業業者の認定申請については、下記理由により不認定としたので通 に改める。 知する。

「 年 月 日付け熊公（ 別記様式第10号中「達」を「達（ ））」に、

）第 号で許可した 「 年 月 日付け 取り消したので通知する。

については、下記の理由により を で許可した に

第 号 の理由により取り消したので通知する。

については、下記 に改める。

別記様式第10号の2中「達」を「達（ ））」に、 「 年 月 日付け 俗営業業者の認定については、下

第 号で認定した特例風 「 年 月 日付け する。

記の理由により取り消したので通知 を で認定した特例 営業業者の認定に

第 号 由により取り消したので通知する。

については、下記の理 に改める。

別記様式第11号中「達」を「達（ ））」に改める。 「 年 月 日付け熊公

別記様式第12号中「達」を「達（ ））」に、 につい

（ ）第 号で許可した 「 年 月 日付け 停止を命ずる。

ては、下記のとおりその営業の を で許可した については、下

第 号 営業の停止を命ずる。

記のとおりその に改める。

「 年 月 日付け熊公

別記様式第13号中「達」を「達（ ）」に、につ
 () 第 号で許可した 「 年 月 日付け 停止を命ずる。
 いては、下記のとおりその営業の を で許可した については、
 第 号 「 営業の停止を命ずる。
 下記のとおりその に、「第26条第2項」を「第 条第 項」に改める。
 別記様式第14号から別記様式第16号までの規定中「達」を「達（ ）」に改める。
 別記様式第17号中「熊公 」を「熊公委」に改める。
 別記様式第17号の2から別記様式第19号の3までの規定中「達」を「達（ ）」
 に改める。
 附 則
 この規則は、平成28年6月23日から施行する。

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成28年6月3日
熊本県人事委員会委員長 宮 田 政 道

熊本県人事委員会規則第29号
 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
 別表市町村の表水俣市の部市長部局の項中「職員係長」を「総務係長」に改め、同表宇城市の部教育委員会の項中「教頭」を「教頭 主任事務長 事務長」に改める。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

熊本県公安委員会規則第9号
 車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則を次のように定める。
 平成28年6月3日
熊本県公安委員会委員長 永田 浩夫
 車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則を廃止する規則
 車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年熊本県公安委員会規則第1号）は、廃止する。
 附 則
 この規則は、平成28年6月3日から施行する。

熊本県収用委員会公告第6号
 公 示 送 達
 熊本県荒尾市平山字毘沙門前1452番2の登記名義人
 黒澤 秀人（持分126,000分の2,100）
 居所その他送達すべき場所不明
 ただし、住民票上の住所 神奈川県横須賀市平和台3番4-503号
 上記の者に送達すべき下記書類は、当委員会事務局（熊本県熊本市区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部用地対策課内）において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けてください。
記
 平成28年5月27日付け熊収第7号の2の書類（熊収27第1号、第2号案件（平山案件）の更正決定書）
 （注意）上記書類を受領しないときは、平成28年6月16日をもって書類の送達があったものとみなされます。
 平成28年6月3日
熊本県収用委員会会長 斉 藤 修